平成２１年（フ）第２４０４号
札幌市西区二十四軒４条５丁目11番18号　琴似ラトゥール101号
破産者　菊池　榮一
1　決定年月日　平成22年１月20日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
札幌地方裁判所民事第４部

平成２１年（フ）第１２７号
宮城県白石市大鷹沢大町字平井田４番地１
破産者　佐藤　友和
1　決定年月日　平成22年１月20日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
仙台地方裁判所大河原支部

平成２１年（フ）第１３２号
宮城県白石市大川町３番23号
破産者　下川原千秋
1　決定年月日　平成22年１月20日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
仙台地方裁判所大河原支部

平成２１年（フ）第１３５号
宮城県柴田郡大河原町字高砂町16番地２
破産者　高橋久美子
1　決定年月日　平成22年１月20日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
仙台地方裁判所大河原支部

平成２１年（フ）第１３７号
宮城県柴田郡大河原町字新東13番地18―106号
破産者　佐久間健二
1　決定年月日　平成22年１月20日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
仙台地方裁判所大河原支部

平成２１年（フ）第１３９号
宮城県白石市字東大畑10番地２
破産者　佐久間一博（旧姓関口）
1　決定年月日　平成22年１月20日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
仙台地方裁判所大河原支部

平成２１年（フ）第２４３８号
横浜市中区本牧町１丁目273番地６
破産者　飯塚　俊治
1　決定年月日　平成22年１月20日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
横浜地方裁判所第３民事部

平成２１年（フ）第２５６４号
横浜市港北区高田西４丁目２番14―502号
破産者　橋本　文雄
1　決定年月日　平成22年１月20日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
横浜地方裁判所第３民事部

平成２１年（フ）第２７６０号
横浜市金沢区並木１丁目15番５―102号
破産者　片山由美子
1　決定年月日　平成22年１月20日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
横浜地方裁判所第３民事部

平成２０年（フ）第２０５号
岐阜県不破郡垂井町地蔵１丁目29番地、住民票上の住所岐阜県土岐市妻木平成町６丁目36番地
破産者　パチンコフジこと　加藤　元子
1　決定年月日　平成22年１月20日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
岐阜地方裁判所大垣支部破産係

平成２０年（フ）第２０６号
岐阜県不破郡垂井町地蔵１丁目29番地
破産者　加藤　勝典
1　決定年月日　平成22年１月20日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
岐阜地方裁判所大垣支部破産係

平成２１年（フ）第１３７１号
京都府木津川市梅美台７丁目１番地１　ＥＳＴ30Ｆ―103
破産者　芝本　卓也
1　決定年月日　平成22年１月20日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
京都地方裁判所第５民事部破産係

平成２１年（フ）第１７８号
奈良県大和郡山市北西町123番地１　ローレルコート郡山筒井107号、申立時の住所奈良県生駒郡斑鳩町興留９丁目４番30号
破産者　北野　　薫
1　決定年月日　平成22年１月20日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
奈良地方裁判所

平成２１年（フ）第２０６号
奈良県桜井市大字巻野内254番地の３
破産者　佐野　康幸
1　決定年月日　平成22年１月20日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
奈良地方裁判所

平成２１年（フ）第６８７号
奈良県天理市富堂町125番地９
破産者　竹林　明子
1　決定年月日　平成22年１月20日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
奈良地方裁判所

平成２１年（フ）第１０７号
愛媛県南宇和郡愛南町中川687番地、破産開始時の住所愛媛県南宇和郡愛南町上大道707番地２
破産者　中井　一明
1　決定年月日　平成22年１月20日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
松山地方裁判所宇和島支部

平成２１年（フ）第２９０号
長崎県長崎市界１丁目19番11号、旧住所長崎県長崎市網場町21番地　岩永ＡＰ２Ｆ
破産者　笹崎江充子
1　決定年月日　平成22年１月20日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
長崎地方裁判所民事部破産係

平成２１年（フ）第１９７号
宮崎県都城市都島町5272番地２
破産者　佐多　良司
1　決定年月日　平成22年１月20日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
宮崎地方裁判所都城支部

平成２１年（フ）第２１８号
宮崎県小林市大字堤3238番地２、前住所宮崎県小林市大字堤3280番地６
破産者　山田　亨一
1　決定年月日　平成22年１月20日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
宮崎地方裁判所都城支部